

猪苗代町建築物等耐震改修促進計画

[令和3～令和12年度]

町民の安心で安全な居住環境づくりのために

令和3年度

猪 苗 代 町

目 次

はじめに

§ 1 基本方針

- 1 ・ 計画の位置づけ・目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 ・ 計画の期間等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

§ 2 耐震化の現状と目標

- 1 ・ 猪苗代町で想定される地震及び被害・・・・・・・・・・・・・・ 1
 - (1) 猪苗代町で想定される地震・・・・・・・・・・・・・・ 1
 - (2) 被害想定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

- 2 ・ 建築物の耐震化の現状と耐震改修等の目標・・・・・・・・・・・・ 2
 - (1) 住宅・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
 - (2) 特定建築物・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

§ 3 住宅・建築耐震化の実施計画

- 1 ・ 建築物の耐震化を促進するための施策・・・・・・・・・・・・・・ 4
 - (1) 耐震化の促進にかかる基本的な考え方・・・・・・・・・・・・ 4
 - (2) 耐震化を促進するための施策・・・・・・・・・・・・・・ 5
 - (3) 地震時の建築物の総合的な安全対策・・・・・・・・・・・・ 6
 - (4) 優先的に着手すべき建築物等の設定・・・・・・・・・・・・ 7

§ 4 その他の耐震化を促進するための施策

- 1 ・ その他耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項・・・・ 8

はじめに

平成7年に発生した阪神・淡路大震災では、地震により6,434人の尊い生命が奪われましたが、住宅・建築物の倒壊等により多くの人々の避難や救援・救助活動を妨げ、被害を拡大させました。

その後も、新潟中越地震、福岡県西方沖地震、新潟県中越沖地震、岩手・宮城内陸地震などの大地震が頻発し、平成23年3月11日には、東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）が発生しました。

この大地震は、三陸沖を震源とするマグニチュード（M）9.0の地震で、本町でも震度6弱を観測し、建物の倒壊や損壊等の甚大な被害をもたらしました。

そして、10年後となる令和3年2月には、マグニチュード（M）7.3、最大震度5強の地震が福島県沖で発生し（福島県沖地震）、建物の一部損壊等本町は再び大きな被害を受けることとなりました。

新潟県中越地震では多くの方々が避難生活を強いられました。改めて地震による被害の大きさと復旧の難しさを認識させられました。当地域においても、会津盆地西縁断層帯地震、福島盆地西縁断層帯地震、宮城県沖地震の発生が懸念され、とりわけ宮城県沖地震については、その発生確率が30年以内で99%と公表されており（政府地震調査研究推進本部により平成19年1月10日公表）本町への影響も無視できない状況にあります。

このような中、建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づき、福島県耐震改修促進計画が改正され、本町においても今後発生が予想される大地震等から町民の生命及び財産を守るために、木造住宅等の耐震化を総合的かつ計画的に促進すべく「猪苗代町建築物等耐震化促進計画」を改訂します。

§ 1 基本方針

1 計画の位置づけ・目的

平成18年1月26日に改正施行された「建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法第123号、以下「耐震改修促進法」という。）」第5条第7項において、市町村は国の基本方針及び県の耐震改修促進計画を勘案して、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画を定めるよう努めることとなっています。このため、本町では安全なまちづくりを目指し、国の基本方針及び県の促進計画を勘案し、また、地域の状況を踏まえ、猪苗代町建築物等耐震改修促進計画（以下「促進計画」という。）を策定するものです。

この促進計画は新耐震基準^{（※1）}導入以前の既存建築物の耐震化を図り、建築物の地震に対する安全性の向上を計画的に促進することを目的としています。

※1 新耐震基準とは

- ・宮城県沖地震（昭和53年）等の経験から、昭和56年6月に建築基準法が大幅に見直されて改正施行されました。この基準を「新耐震基準」と呼んでいます。
- ・耐震基準では、設計の目標として、中地震に対してほとんど損傷なく建物の機能を保持し、大地震（関東大震災程度）に対しては建築物の架構に部分的なひび割れ等の損傷が生じても、人命的に危害を及ぼすような倒壊等の被害を生じないこととしています。

2 計画期間等

本計画の期間は、令和3年度から令和12年度までの10年間とします。

なお、本計画は、耐震化に係る取り組みの進捗状況や社会情勢の変化等を勘案し、必要に応じて適宜、目標や計画内容を見直すこととします。

§ 2 耐震化の現状と目標

1 猪苗代町で想定される地震及び被害

（1）猪苗代町で想定される地震

本町の地域防災計画では、会津盆地西縁断層帯地震での想定を行っていますが、福島県地域防災計画（震災対策編）より本町で震度6弱の予測が出されている福島盆地西縁断層帯地震もあわせて想定することとします。

なお、どちらの地震も本町では震度6、また、国の地震予知連絡会では福島

県東部・宮城県東部地域を特定観測地域に指定しており、地震調査委員会の報告によると、宮城県沖地震が今後30年以内に99%の確立でマグニチュード8前後の地震が発生するとされています。

また、町内には大きな被害をもたらす地震の原因と考えられる活断層が複数存在しています。

(2) 被害想定

会津盆地西縁断層帯地震、福島盆地西縁断層帯地震の人的、物的被害は、表1のとおりです。

表1 定量被害想定結果の概要

想定区分	福島盆地西縁断層帯地震	会津盆地西縁断層帯地震
想定地震	M7.0 w=5km D=10km	M7.0 w=5km D=10km
想定震度	最大6強	最大6強
木造大破棟	11,306棟	11,031棟
非木造破壊棟	497棟	342棟
死者（夜/昼）	(840人/327人)	(749人/278人)
負傷者（夜/昼）	(4,324人/4,343人)	(4,604人/4,476人)
避難者	51,621人	38,366人

(福島県地域防災計画・震災対策編より(上表数値は想定影響地域の総計を示しています。))

2 建築物の耐震化の現状と耐震改修等の目標

(1) 住宅

平成30年の住宅・土地統計調査によると、町内の住宅総数約4,420戸のうち、約3,510戸の住宅は耐震性能があると推計され、耐震化率は79.4%となっています。

耐震性が不十分な住宅は、平成15年の約1,460戸から平成30年に約910戸となり、15年間で約550戸減少しました。

しかしながら、令和2年度時点における耐震化率を90%以上としていましたが、目標値を大きく下回る結果となりました。

このため、想定地震による想定被害を減少させるためには、減災効果が大きい住宅の耐震化に継続的に取り組んでいく必要があり、福島県耐震改修促進計画を踏まえ、本町では、令和12年度末までに、耐震性が不十分な住宅を概ね解消とすることを目標とします。

なお、住宅の耐震化目標の達成状況については、5年ごとに実施される住宅・土地統計調査結果が公表され次第、速やかに分析・推計し、検証します。

表2 住宅の耐震化の状況(平成30年 住宅・土地統計調査による戸数)

区分	昭和56年以降の住宅 ①	昭和55年以前の住宅②	住宅総数 ④ (①+②)	耐震性能有住宅数⑤ (①+③)	耐震化率 (%) ⑤/④	耐震化率の目標 (%) (令和12年度)
		耐震性有③				
木造	2,180	1,660	3,840	2,990	77.9	概ね解消
		810				
非木造	500	80	580	520	89.7	概ね解消
		20				
合計	2,680	1,740	4,420	3,510	79.4	概ね解消
		830				

※木造は、木造及び防火木造とし、非木造は、鉄筋・鉄骨コンクリート造、鉄骨造及びその他とした。

※昭和55年以前の非木造住宅のうち、昭和46年以前のものには耐震性能がないものと見なした。

(2) 特定建築物

本町には、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）（以下「法」という。）第6条第1号に規定する多数の者が利用する特定建築物（以下「多数の者が利用する特定建築物」という。）が総数75棟存在し、このうち43棟（57.3%）の建築物については、耐震性能を有することを確認しており、32棟（42.7%）については、耐震診断を行っていないかまたは、耐震性能が無い状態にあります。

また、法第6条第2号に規定する危険物の貯蔵又は処理場の用途に供する建築物が4棟ありますが、耐震性能を有する建築物ではありません。なお、法第6条第3号に規定する地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路（福島県地域防災計画の緊急輸送路に限る）の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれのある建築物は27棟ありますが、耐震性能を有する建築物ではありません。

想定地震による想定被害を減少させるには、減災効果が大きい特定建築物の耐震化を継続的に取り組んでいく必要があります。福島県耐震改修促進計画を踏まえ、耐震性が不十分な多数の者が利用する特定建築物を概ね解消とすることを目標とします。

表3-1 特定建築物の耐震化の現状と耐震化の目標(単位:棟)

(平成30年3月末現在)

区分	昭和56年以降の建築物 ①	昭和55年以前の建築物 ②	建築物数④ (①+②)	耐震性有建築物数 ⑤ (①+③)	現状の耐震化 (%) (平成18年度末) ⑤/④	令和12年度末の耐震化率
		内耐震性有③				
法第6条第1号	39	36 4	75	43	57.33	概ね解消
法第6条第2号	0	4 0	4	0	0.00	
法第6条第3号	0	27	27	0	0.00	

		0			
合計	39	68	107	43	40.19
		4			

表3-2 特定建築物(用途ごと)の耐震改修目標値(単位; %、棟)

	現況(令和2年度末)	目標値(令和12年度末)	公共建築物		民間建築物	
			現況	目標値	現況	目標値
特定建築物(法第6条第1号)	57.33 (43/75)	95	69.57 (32/46)	95	37.93 (11/29)	95
防災拠点施設(庁舎、公益上必要な施設)	100.00 (4/4)	—	100.00 (4/4)	—	—	—
避難施設(学校、体育館等)	66.67 (22/33)	100	66.67 (22/33)	100	—	—
緊急医療施設(病院、診療所等)	50.00 (1/2)	100	50.00 (1/2)	100	—	—
不特定多数が利用する施設(ホテル、旅館、遊技場、銀行等)	35.71 (10/28)	95	100.00 (1/1)	—	33.33 (9/27)	95
多数が利用する施設(賃貸住宅「共同」、事務所等)	75.00 (6/8)	95	66.67 (4/6)	95	100.00 (2/2)	—

※町が所有管理する公共建築物の耐震化については、令和12年度末95%を目標とする。

§ 3 住宅・建築物耐震化の実施計画

1 建築物の耐震化を促進するための施策

(1) 耐震化の促進にかかる基本的な考え方

① 建築物の所有者等による耐震化の推進

建築物の耐震化を促進するためには、建築物の所有者等が、「自らの生命・財産は自らが守る」という意識を持つとともに、所有または管理する建築物の倒壊により周辺の安全に支障をきたすことがないように、建築物の耐震性を把握し、必要に応じて耐震化を進めることが求められます。

そのためには、建築物の耐震化に関する責任が所有者等にあることを自覚してもらえるように意識啓発を進めることが重要です。

② 国・県・町による建築物の所有者等への支援

建築物の所有者が、建築物の耐震化を行いやすいように、国・県・町は、適切な情報提供をはじめとして、技術者の育成等の環境整備や耐震診断・耐震改修に係る負担軽減のための支援対策等を図ります。

(2) 耐震化を促進するための施策

耐震化を促進するため、さまざまな施策を総合的かつ効果的に展開します。

①建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及

町は建築物の所有者等に対し、自らの建築物の地震に対する安全性を確保することの重要性を認識してもらうなど、町民の建築物の耐震化に対する意識の向上を図るため、意識啓発や知識の普及を行います。

ア 啓発資料・ホームページを活用した啓発普及

住宅の耐震化にかかる普及啓発のために町広報誌、パンフレット、ホームページ等を活用し耐震化の重要性についての意識啓発に努めます。

イ 防災マップ等の整備

建築物所有者に災害に対する意識高揚のため、「福島県地域防災マップ」等の活用を図ります。

また、福島県の支援と協力により「建築物の所有者等の意識啓発を図るため、発生の恐れがある地震の概要と地震による危険性の程度を記載した地図（猪苗代町の地震ハザードマップ）」の作成に努めます。

ウ 地域との連携

町は行政区単位で結成されている自主防災組織等（消防団等）との連携を図るため、専門家や技術者等の支援・協力を福島県より受け、防災講習会や行政区内における地震時の危険箇所点検を計画し、耐震診断及び耐震改修の普及啓発に努めるとともに災害弱者となりやすい高齢者世帯等の把握に努め、地域が連携して地震対策を講じられるよう努めます。

②耐震化を促進するための環境整備に関する取り組み

建築物の所有者等が耐震化に取り組みやすいように、環境整備を進めていきます。

ア 相談体制の整備

建設担当部署に建築相談窓口を設置し、町民からの相談に対応します。また、この窓口では木造住宅の耐震性に関する自己点検の方法や補強方法の概要について情報提供に努めます。

イ 共同住宅等における区分所有者の合意形成の支援

共同住宅等における耐震診断、耐震補強または建て替え等の際、区分所有者の合意形成にかかる支援は不可欠であり、大きな課題となっていることから、町はコンサルタント等の派遣など合意形成に向けての支援に努めます。

③耐震診断・耐震改修の促進を図るための支援策

耐震診断や耐震改修にかかる費用について、助成を行うとともに、税の優遇措置についての周知を図ります。

ア 国・県・町の補助制度等を活用した耐震診断、耐震改修の促進

国、県、町の「住宅・建築物耐震改修等事業」や「地域住宅交付金」等を活用し、耐震診断、耐震改修の促進を図ります。

イ 耐震改修に対する税の特例措置

令和3年末までに地方公共団体が住宅耐震改修に関する補助事業を行っている区域において一定の耐震改修工事を行った場合、所得税の控除^(※1)が受けられます。

また、令和3年末までに一定の耐震改修工事を行った場合、固定資産税の減額^(※2)が受けられます。これらの制度の周知を図るとともに、関係団体へ制度の活用について働きかけていきます。

※1：所得税の控除とは、旧耐震基準により建設された住宅を現行の耐震基準に適合させる耐震改修工事を行った場合、当該改修工事に要した費用が所得税から控除される制度です。

※2：固定資産税の減額とは、旧耐震基準により建設された住宅について、現行の耐震基準に適合させる耐震改修工事を行った場合、当該住宅に係る固定資産税額が減額される制度です。

(3) 地震時の建築物の総合的な安全対策

①事前の対策

平成17年3月の福岡県西方沖地震や同年8月の宮城県沖地震の被害状況から、ブロック塀の安全対策、窓ガラスの飛散対策、エレベータ閉じこめ防止対策、大規模空間を持つ建築物の天井の落下防止対策の必要性が改めて指摘されています。

このため、町では県と連携し被害の発生する恐れのある建築物を把握するとともに、建築物所有者へ必要な対策を講じるよう今後も引き続き指導します。

②地震発生時の対応

地震により建築物及び宅地等が被害を受け被災建築物等の応急危険度判定

が必要な場合は、町は判定実施本部等を設置し、福島県へ応急危険度判定士の派遣要請や判定士受け入れ等必要な措置を講じます。

また、被災建築物復旧のための住宅相談を総合的に受け入れできるような体制整備を図ります。

なお、地震発生直後の建築物等の被害状況を速やかに把握するための体制整備に努めます。

(4) 優先的に着手すべき建築物等の設定

①優先的に着手すべき建築物

優先的に耐震化に着手すべき建築物は、次のとおりとします。

- ア 地震が発生した場合において災害復旧対策の拠点となる建築物、医療活動の中心となる建築物、並びに避難所となる建築物、その他防災上特に重要な建築物
- イ 耐震改修促進法の特定建築物
- ウ 木造住宅

②重点的に耐震化すべき区域

重点的に耐震化すべき区域は、猪苗代町地域防災計画で定める緊急輸送路・避難路等の沿道及び福島県地域防災計画で定められている緊急輸送道路沿道とします。

表4 地域防災計画で指定されている路線

種 別	路 線 名	区 間	県指定確保路線	町路確保路線
一般国道	49号	郡山市境～会津若松市境	第1次確保路線	第1次確保路線
	115号	福島市境まで	第2次確保路線	第1次確保路線
	459号	北塩原村境まで	第2次確保路線	第1次確保路線
高速自動車道	磐越自動車道	郡山市境～磐梯町境	第1次確保路線	第1次確保路線
主要地方道	猪苗代・塩川線	磐梯町境まで	第2次確保路線	第1次確保路線
	猪苗代・湖南線	郡山市境まで		第1次確保路線
	中ノ沢・熱海線	郡山市境まで	第2次確保路線	第1次確保路線
一般県道	壺楊本町線			第1次確保路線
	猪苗代停車場線		第2次確保路線	
	野老沢川桁停車場線			第1次確保路線
町 道	堅田・五百刈線			第1次確保路線
	城南六角線		第2次確保路線	
	猪苗代新町線		第2次確保路線	
	東谷地八幡線		第3次確保路線	

避難路等	避難路	猪苗代町地域防災計画に基づき策定される「避難計画」により選定される		
	避難施設	猪苗代町地域防災計画に基づき策定される避難場所		

§ 4 その他の耐震化を促進するための施策

1 その他耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項

本計画は、社会情勢の変化や耐震化の進捗状況を勘案し、必要に応じて見直しを実施します。

なお、耐震改修促進計画を実施するにあたり、必要な事項は別途定めるものとします。